

議案第54号 小松島市都市計画審議会条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

平成27年4月1日付の組織改編に伴い、審議会の庶務担当課についての規定を改めるもの。

小松島市都市計画審議会条例(昭和44年小松島市条例第27号)新旧対照表

| 現行 | 改正後（案） | 備考 |
|---|---|----|
| (庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>都市整備課</u> において処理する。 | (庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>都市計画担当課</u> において処理する。 | 改正 |